

## 1 利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、平成19年5月1日現在の数値です。
- (2) 統計表に掲げた数値は、京都市内の国立、府立、市立、私立を含めた同一校種の学校全体について総合したものであり、文部科学省から公表される数値と異なる場合があります。
- (3) 「－」は、該当数値のないものです。
- (4) 構成比の総数とその内訳の合計は四捨五入したため必ずしも一致しません。
- (5) 結果表中の「0学級」、生徒（児童）数「0人」、収容人員「0人」は、休校中（休園中）等の学校です。
- (6) 統計表の数値は、京都市で集計したものであり、文部科学省において公表される数値と相違することがあります。

## 2 用語解説

専修学校	学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行い、修業年限1年以上、授業時間数が文部科学大臣所定の時間数以上、教育を受けるものが常時40名以上であるもの（同法第82条の2）
専修学校の課程	<ul style="list-style-type: none"><li>・高等課程（中学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程）</li><li>・専門課程（高等学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程）</li><li>・一般課程（特に入学資格を定めない課程）</li></ul>
各種学校	学校教育に類する教育を行う施設で、専修学校以外のもの（同法第83条） なお、本調査では国公立、府知事の認可を受けた私立の各種学校を対象としている。